

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社に雇用され、同社C営業所（以下「事業場」という。）において、タクシー運転手として勤務していた。

請求人は、平成〇年〇月〇日、事業場内ロッカー室において、同僚から暴行を受け（以下「本件出来事」という。）、同日、D病院に受診し「外傷性頸部症候群、頸椎捻挫」（以下「本件傷病」という。）と診断された。

請求人は、本件傷病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人の本件傷病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

（略）

第4 争点

本件の争点は、請求人の本件傷病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、平成〇年〇月〇日、本件傷病を受傷したことは、本件出来事が原因であり、業務上の事由によるものであると主張するところ、本件傷病が業務上の事由によるものと言えるためには、本件出来事が業務遂行中であり、かつ、業務起因性があると認められなければならない。そこで検討すると、本件出来事は、請求人が会社に出勤し、制服に着替えるためロッカー室に入った際に発生したことは争いのない事実であり、業務遂行中の出来事であることは明らかである。次に、業務起因性についてみると、他人による暴力行為等の負傷に関しては、厚生労働省労働基準局長が、「他人の故意に基づく暴行による負傷の取扱いについて」（平成21年7月23日基発0723第12号。以下「通達」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えることから、以下、通達に基づき検討する。

通達は、「業務に従事している場合又は通勤途上である場合において被った負傷であって、他人の故意に基づく暴行によるものについては、当該故意が私的怨恨に基づくもの、自招行為によるものその他明らかに業務に起因しないものを除き、業務に起因する又は通勤によるものと推定することとする。」としており、本件についても、私的怨恨ないしは自招行為が契機となっていないかを検討する必要がある。

そこで、請求人の本件傷病に至る経過をみると、本件出来事を目撃者である同僚Eは、「(請求人が) Fさんに対して車の止め方の文句を言ってきました、Fさんは言葉を返さずに無視をしていたことをはっきりと覚えています。そうすると、Gさんは頭に血が上ったようで、Fさんの座っていた椅子を思いっきり蹴飛ばしました。Fさんもさすがに頭にきてGさんの襟元を片手で掴みまし

た。」と申述している。この点、第二当事者Fも応戦した理由として、請求人が椅子を蹴り上げてきた旨申述しているほか、請求人自身も「私はFさんが座っていた椅子を後ろ側から右足で押しました。」と述べており、少なくとも請求人が第二当事者Fに対して何らかの外力を与えたことを認めている。

そうすると、本件傷病に至る経緯において、請求人による自招行為が発端となったことは争いようのない事実であると認められる。この点、請求人は、単に第二当事者Fの椅子を押しただけであると主張するが、仮に当該外力が弱いものであったとしても、請求人が暴力行為を招来せしめたとみるのが相当であり、当審査会としては紛れもなく自招行為に該当すると判断する。

(2) したがって、当審査会としても、決定書理由第2の2の(2)の(イ)で説示するとおり、本件出来事には業務起因性はなく、本件傷病と業務との間に相当因果関係は認められないと判断する。

なお、本件出来事の当日、全治約2週間と診断された本件傷病について、請求人は258日間の休業補償給付を請求しており、当該休業期間についても疑義があることを付言する。

3 以上のとおりであるので、請求人の本件傷病は業務上の事由によるものと認められず、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。